

※滋賀県心ぐの取扱いの規制に関する条例第3条第1項第2号の「前号に掲げる者と同
等以上の知識および技能を有すると知事が認めるもの」とは、別表左欄に掲げる他の都
道府県知事等が行う心ぐの処理に関する試験のうち別表右欄に掲げる時期に実施された
試験に合格し、当該他の都道府県知事等の心ぐの処理に関する免許等を受けている者と
する。

別表

北海道	令和3年6月以降
青森県	令和3年6月以降
宮城県	令和3年6月以降
秋田県	令和4年3月以降
山形県	令和4年4月以降
福島県	令和5年6月以降
茨城県	令和5年4月以降
栃木県	令和5年4月以降
埼玉県	平成 15 年4月以降
千葉県	昭和 50 年9月以降
東京都	昭和 24 年4月以降
神奈川県	昭和 61 年 11 月以降
新潟県	令和3年6月以降
富山県	平成 23 年2月以降
石川県	平成 18 年6月以降
福井県	令和4年4月以降
山梨県	令和3年6月以降
長野県	平成5年 10 月以降
岐阜県	令和3年6月以降
静岡県	昭和 52 年3月以降
愛知県	昭和 51 年3月以降
三重県	令和3年6月以降
京都府	昭和 51 年7月以降
大阪府	令和4年4月以降
兵庫県	令和3年6月以降
奈良県	昭和 53 年4月以降
和歌山県	令和4年7月以降
鳥取県	令和3年6月以降

島根県	令和3年6月以降
岡山県	平成 28 年4月以降
広島県	令和4年4月以降
山口県	昭和 56 年 10 月以降
徳島県	平成 25 年6月以降
香川県	平成 16 年 10 月以降
愛媛県	昭和 28 年1月以降
高知県	昭和 36 年 10 月以降
福岡県	昭和 54 年 12 月以降
佐賀県	令和3年6月以降
長崎県	令和3年6月以降
熊本県	昭和 33 年 10 月以降
大分県	令和2年4月以降
宮崎県	昭和 33 年 11 月以降
鹿児島県	昭和 35 年4月以降
沖縄県	令和3年6月以降
広島市	令和4年4月以降
青森市	令和3年6月以降
八戸市	令和3年6月以降
甲府市	令和3年6月以降
呉市	令和4年4月以降
福山市	令和4年4月以降